

福岡県医発第434号(地)

平成17年 5月27日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会

会長 竹嶋 康 弘



歯科医療機関におけるHIV感染者等の診療体制について

標記の件につきまして、厚生労働省から別添のとおり通知がなされた旨、福岡県保健福祉部より連絡がありましたので、ご参考までにお知らせいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

「公印省略」

17 健第 598 号

平成17年5月16日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長

（健康対策課結核感染症係）

（医療指導課地域医療係）

歯科医療機関におけるHIV感染者等の診療体制について

貴職におかれましては、本県の保健福祉行政につきまして、多大な御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたので参考までにお知らせします。

大

医政歯発第0506001号
健 疾 発第0506001号
平 成 1 7 年 5 月 6 日

各〔 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 〕 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長



厚生労働省健康局疾病対策課長



歯科医療機関におけるH I V感染者等の診療体制について（依頼）

先般、厚生労働科学研究班が歯科医療機関等の歯科医師を対象に、標記の診療体制に係る調査を実施したところ、一部の歯科医師においては、H I V感染者等に対し「診療を原則として断る」旨の回答をしていることが報告されたところである。

今後はこのような事例が出ることの無いよう、H I V感染症についての正しい理解を図り、適切な感染防止策を講じることを通じ、H I V感染者等に対する歯科医療の確保を図ることが重要である。

貴職におかれては、貴管内の歯科医療従事者その他関係機関等に対し、下記の事項について周知徹底を図り、適切な歯科診療体制の確保が図られるよう、必要な指導方をお願いします。

記

平成16年度厚生労働科学研究費補助金・エイズ対策研究事業の成果として作成した「H I V感染症の歯科治療マニュアル」並びに2003年12月に米国C D Cにより報告された「Guidelines for Infection Control in Dental Health Care Settings」（MMWR December 19, 2003/52 (RR17) ;1-61）の内容について周知徹底を図ること。

(参 考)

「H I V感染症の歯科治療マニュアル」及び
「Guidelines for Infection Control in Dental Health Care Settings」の邦訳の
入手方法について

標記マニュアル並びにガイドラインの邦訳版については、エイズ予防情報ネットホーム
ページ (<http://api-net.jfap.or.jp>) から入手可能である。具体的な入手方法は
下記のとおり。

記

<http://api-net.jfap.or.jp> (エイズ予防情報ネットホームページ) にアクセス

→ ホームページを下方向にスクロールして「資料室」を探す。

(1) 「Guidelines for Infection Control in Dental Health Care Settings」
の邦訳

→ 「歯科臨床における院内感染予防ガイドライン (2003年)」からダウンロード

(2) 「H I V感染症の歯科治療マニュアル」

→ 「H I V感染症の歯科治療マニュアル」からダウンロード